

表 10.1.7.1-35(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.1 赤石公民館)

区分：日常的な視点場

【現状】

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用



【将来】



表 10.1.7.1-35(2) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.1 赤石公民館)

区分：日常的な視点場

【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

赤石公民館からの眺望は、風力発電機が位置する東側の近景には赤石町の集落、中景には低山景観が広がり、遠景には岩木山が眺望される。

本事業の風力発電機については、尾根上に2基の一部ブレードが視認され、最も近接するものは17号機（約2.2km）、最大垂直見込角は3.7度である。この結果は表10.1.7.1-25より「気になる。圧迫感を受けない。」程度であるが、視認される風車2基はいずれも尾根上にブレードが僅かに見える程度であることから、視覚的な変化の程度は小さく、眺望景観への影響は少ないものと予測する。

表 10.1.7.1-36(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.2 日照田集会所)

区分：日常的な視点場

【現状】

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用



【将来】



表 10.1.7.1-36(2) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.2 日照田集会所)

区分：日常的な視点場

【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

日照田集会所からの眺望は、風力発電機が位置する東側の近景には日照田町の集落や田畑、中景には低山景観が広がり、遠景は眺望できない。本事業の風力発電機については、手前の尾根に遮蔽され、視認されないことから、視覚的な変化はなく、眺望景観への影響はないものと予測する。

表 10.1.7.1-37(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.3 館前集会所)

区分：日常的な視点場

【現状】

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用



【将来】



表 10.1.7.1-37(2) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.3 館前集会所)

区分：日常的な視点場

【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

館前集会所からの眺望は、風力発電機が位置する東側の近景には館前町の集落や田畑、中景から遠景には低山景観が広がる。

本事業の風力発電機については、尾根上に5基の一部ブレードが視認され、最も近接するものは5号機（約2.6km）、最大垂直見込角は3.2度である。この結果は表10.1.7.1-25より「気になる。圧迫感を受けない。」程度であるが、視認される風車5基はいずれも尾根上にブレードが僅かに見える程度であることから、視覚的な変化の程度は小さく、眺望景観への影響は少ないものと予測する。

表 10.1.7.1-38(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.4 (旧) 南金沢小学校)

区分：日常的な視点場

【現状】

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用



【将来】



表 10.1.7.1-38(2) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.4 (旧) 南金沢小学校)

区分：日常的な視点場

【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

(旧) 南金沢小学校からの眺望は、風力発電機が位置する東側の近景には(旧) 南金沢小学校や南金沢町の集落、中景から遠景には低山景観が広がる。

本事業の風力発電機については、尾根上に1基(12号機：距離約3.3km)の一部ブレードが視認され、最大垂直見込角は2.5度である。この結果は表10.1.7.1-25より「環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。」程度である。風車発電機の色彩については、周辺環境になじみやすいように、明度と彩度を抑えたグレーとすることから、視覚的な変化の程度は小さく、眺望景観への影響は少ないものと予測する。

表 10.1.7.1-39(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.5 深谷集会所)

区分：日常的な視点場

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用

【現状】



【将来】



表 10.1.7.1-39(2) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.5 深谷集会所)

区分：日常的な視点場

【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

深谷集会所からの眺望は、風力発電機が位置する北東側の近景には山肌が広がり、中景から遠景は僅かに尾根線が眺望される。本事業の風力発電機については、手前の尾根に遮蔽され、視認されないことから、視覚的な変化はなく、眺望景観への影響はないものと予測する。

表 10.1.7.1-40(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.6 近接住居)

区分：日常的な視点場

【現状】

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用



【将来】



表 10.1.7.1-40(2) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.6 近接住居)

区分：日常的な視点場

【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

近接住居からの眺望は、風力発電機が位置する南側の近景には海成段丘が広がり、中景から遠景には低山景観が眺望される。本事業の風力発電機については、手前の海成段丘に遮蔽され、視認されないことから、視覚的な変化はなく、眺望景観への影響はないものと予測する。

表 10.1.7.1-41(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.7 小夜ヶ丘集会所)

区分：日常的な視点場

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用

【現状】



【将来】



表 10.1.7.1-41(2) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.7 小夜ヶ丘集会所)

区分：日常的な視点場

【将来】（鱒ヶ沢第一、鱒ヶ沢第二、市民風車は他事業の風力発電機を示す、）



【主要な眺望景観の変化の状況】

小夜ヶ丘集会所からの眺望は、風力発電機が位置する南側の近景には樹林が広がり、中景や遠景は、ほとんど眺望できない。

本事業の風力発電機については、手前の木々の間に2基のタワーや一部ブレードが視認され、最も近接するものは15号機（約1.5km）、最大垂直見込角は5.3度である。この結果は表10.1.7.1-25より「圧迫感はあまり受けない。」程度であり、手前の木々の背景に一部のシルエットが視認される程度であることから、視覚的な変化の程度は小さく、眺望景観への影響は少ないものと予測する。

なお、他事業については、鱒ヶ沢第二風力発電所が手前の木々の間に追加して視認されるが、その見え方は、本事業の風力発電機と同様に手前の木々の背景に一部のシルエットが視認される程度であり、他事業を加えた累積的な影響についても少ないものと予測する。

表 10.1.7.1-42(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.8 中村公民館)

区分：日常的な視点場

【現状】

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用



【将来】



表 10.1.7.1-42(2) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.8 中村公民館)

区分：日常的な視点場

【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

中村公民館からの眺望は、風力発電機が位置する西側の近景には中村町の集落、中景には低山景観が広がり、遠景は眺望できない。本事業の風力発電機については、手前の集落や尾根に遮蔽され、視認されないことから、視覚的な変化はなく、眺望景観への影響はないものと予測する。

表 10.1.7.1-43(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.9 浜横沢生活改善センター)

区分：日常的な視点場

【現状】

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用



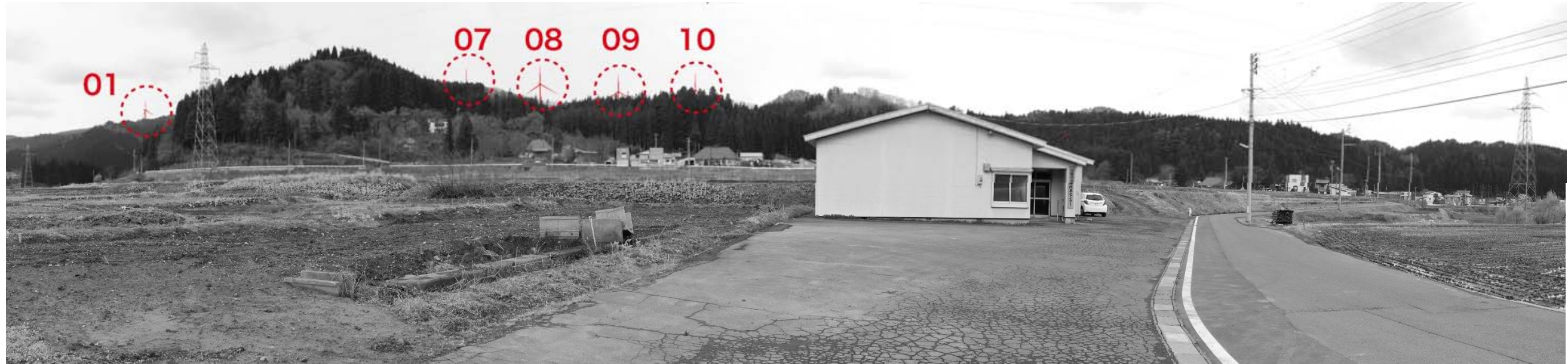
【将来】



表 10.1.7.1-43(2) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.9 浜横沢生活改善センター)

区分：日常的な視点場

【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

浜横沢生活改善センターからの眺望は、風力発電機が位置する西側の近景には浜横沢町の集落や田畑、中景には低山景観が広がり、遠景は眺望できない。

本事業の風力発電機については、尾根上に5基のタワーや一部ブレードが視認され、最も近接するものは10号機(約2.0km)、最大垂直見込角は4.2度である。この結果は表10.1.7.1-25より「気になる。圧迫感を受けない。」程度である。風車発電機の色彩については、周辺環境になじみやすいように、明度と彩度を抑えたグレーとすることから、視覚的な変化の程度は小さく、眺望景観への影響は少ないものと予測する。

表 10.1.7.1-44(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.10 小ノ畑生活改善センター)

区分：日常的な視点場

【現状】

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用



【将来】



表 10.1.7.1-44(2) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.10 小ノ畑生活改善センター)

区分：日常的な視点場

【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

小ノ畑生活改善センターからの眺望は、風力発電機が位置する西側の近景には山肌が広がり、中景から遠景は僅かに尾根線が眺望される。

本事業の風力発電機については、尾根上に1基（2号機：距離約1.4km）の一部ブレードが視認され、最大垂直見込角は5.8度である。この結果は表10.1.7.1-25より「圧迫感はあまり受けない。」程度であり、手前の集落の家と山間部に囲まれた僅かな範囲に一部のシルエットが視認される程度であることから、視覚的な変化の程度は小さく、眺望景観への影響は少ないものと予測する。

表 10.1.7.1-45(1) 主要な眺望景観の予測結果
(LS.11 東北自然歩道(旧大高山スキー場近傍))

区分：日常的な視点場

【現状】

※落葉期：平成 29 年 4 月 27 日撮影（春季）を使用



【将来】



【主要な眺望景観の変化の状況】

東北自然歩道（旧大高山スキー場近傍）からの眺望は、主要な眺望方向となる北から南方向の近景～中景には低山景観、北側の遠景に日本海、南側の遠景に岩木山が眺望される。本事業の風力発電機については、主要な眺望方向（日本海、岩木山、低山景観方向）には視認されないことから、視覚的な変化はなく、眺望景観への影響はないものと予測する。

(c) 評価の結果

ア) 環境影響の回避、低減に係る評価

地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・ 風車発電機の色彩については、周辺環境になじみやすいように、明度と彩度を抑えたグレーとする。
- ・ 施設設置に伴う樹木の伐採は可能な限り最小限にとどめ、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努める。
- ・ 対象事業実施区域内における送電線は、鉄塔は建設せず、主要な送電線は地下埋設及び電柱架設とする。

i) 主要な眺望点及び日常的な視点場、景観資源

主要な眺望点及び日常的な視点場については、改変されないことから、影響はないと評価する。

景観資源については、対象事業実施区域の一部が景観資源である「鱒ヶ沢段丘」に位置しており、対象事業の実施により一部改変されるが、「鱒ヶ沢段丘」の改変面積は0.017km²（総面積の0.1%）と僅かであり、既存の道路を最大限に活用し、造成に伴う土地の改変は必要最低限にとどめること、樹木の伐採は可能な限り最小限にとどめ、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることから、地形改変及び施設の存在による景観資源への影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。

ii) 主要な眺望景観

主要な眺望点及び日常的な視点場からの景観については、予測を行った19地点のうち12地点において、本事業で配置される風力発電機の一部が視認される。各地点からの最大垂直視角は、2地点で「ほとんど気にならない。」、3地点では「環境融和塗装がされている場合には、ほとんど気にならない。」、5地点では「気になる。圧迫感を受けない。」、2地点では「景観的に大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない。」と同程度又はこれを下回る。「景観的に大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない。」とされる最大垂直視角5~6°は景観に悪影響を与えない上限の基準とされており（表10.1.7.1-25）、すべての地点において、この上限と同等又はこれを下回る。

また、本事業の風力発電機の一部が視認される12地点のうち、他事業の風力発電機が視認される6地点については、他事業も含めた累積的な影響の予測を行った結果、すべての地点において、本事業の風力発電機の見え方と同程度であった。

さらに事業実施に際しては、風車発電機の色彩については、周辺環境になじみやすいように、明度と彩度を抑えたグレーとする等から、地形改変及び施設の存在による主要な眺望景観への影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。

イ) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

青森県では平成8年3月に「青森県景観条例」を制定し、景観計画区域（青森市、弘前市、八戸市を除く県内全域）内における、工作物の新築高さ（5～20mを超えるもの）または、増改築等の大規模行為には、行為着手の50日前までの届出を義務付けている。平成18年4月には「青森県景観計画」を策定し、大規模行為景観形成基準を定めている。基準の内容は表10.1.7.1-46に示す。

本事業では、風車発電機の色彩については、周辺環境になじみやすいように、明度と彩度を抑えたグレーにし、施設設置に伴う樹木の伐採は可能な限り最小限にとどめ、工事は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努める計画としていることから、本事業は「青森県景観計画」に整合するものと評価する。

表 10.1.7.1-46 青森県景観計画 大規模行為景観形成基準（抜粋）

区分	基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 ・大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 ・行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。 ・行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のシンボルとなる山稜近傍地にあつては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 ・良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。 ・建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。 ・周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 ・敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。

（出典）青森県ホームページ

また、青森県では、「第5次青森県環境計画」（平成28年青森県）が策定されており、開発事業等における環境配慮指針を示している。

良好な景観への配慮としては、

- ・ 湧水、清流、巨樹・巨木林、自然海岸、史跡・名勝、天然記念物、歴史的建造物など、地域の特徴的な景観を形成している自然環境や歴史的・文化的環境の保全に努める。
- ・ 主要道路等の沿線からの眺望の確保や農林地などの緑地景観の保全に配慮する。
- ・ 地域の景観形成に関する協定などに配慮した事業の推進に努める。

等と記載されている。

本事業では、風車発電機の色彩については、周辺環境になじみやすいように、明度と彩度を抑えたグレーとし、施設設置に伴う樹木の伐採は可能な限り最小限にとどめ、工事は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努める計画としていることから、本事業は「第5次青森県環境計画」に整合するものと評価する。

以上のことから、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。